

## 忘れられる権利

EUの欧州委員会は、1月25日、インターネット上のプライバシーにかかる権利を強化し、インターネット上の個人情報取り扱いについて、「忘れられる権利」という新しい概念を盛り込んだ新しい法案をまとめたとのことです。

情報化社会の進展と共に、行政や民間が扱う情報量はどんどん増えつつあり、しかも、その情報を容易に処理することが可能となっています。また、各個人も、ネット社会に組み込まれ、彼らの間に飛び交っている情報は個人情報も含め極めて膨大であり、恐らくその実態を把握できるものはいないのではないかと思います。

このように、情報化の進展は、我々の社会に多大の恩恵をもたらすと共に、一方では、個人のプライバシーが侵害され刑事事件にまで発展するケースも少なくありません。情報化社会の光と陰という問題が、顕在化しつつあるといえましょう。

かつて、OECDの理事会が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する勧告」を出したのは、今から32年前の1980年のことでした。その後、我が国でも逐次法整備が進められ、特に、2003年（平成15年）に「個人情報の保護に関する法律」が成立して以来、個人情報保護の考え方が浸透しつつあります。

我が師範塾でも、塾生の方々から沢山の個人情報を預かっていますので、プライバシーポリシーで明らかにしているように、その取り扱いには万全を期しているところです。

しかし、現実には、個人データの漏洩問題が後を絶たず、プライバシー侵害への危険性や不安は増大しているといった方がよいでしょう。しかも、やっかいなことは、一度ネット上に流れた情報はコントロールを失い、完全に抹消することが非常に困難だということです。「忘れて欲しい」のに「忘れてくれない」というのは、はなはだ苦痛であり、やっかいなことです。

こうした中で、EUの欧州委員会が、「忘れられる権利」という新しい概念を打ち出したことは時代の要請ともいえます。

報道によると、欧州委員会がまとめた法案の内容は、

- ・ 不要になった名前や写真、クレジットカードなどの情報について、個人が事業者に対して削除要請ができること
- ・ 正当な理由がない限り、事業者は要請通り個人情報削除をしなければならぬこと
- ・ 個人情報の漏洩が発覚した場合、事業者は速やかに（可能なら24時間以内）各国当局に届けなければならないこと

などとなっており、これに違反した場合は、事業者に最大100万ユーロ（約1億円）か、売り上げの2%の罰金が科されるとのことです。

プライバシーの侵害が深刻になっている現在、「不要である」というだけで、個人として事業者に個人情報の削除を要求できるということは画期的なことであり、今後、我が国にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

（塾頭 吉田 洋一）